

スマホ補償サービス 新旧対照表

旧		新	
第2条（本規約の範囲、変更および通知） 2 当社は、 当社は 、本規約を変更することができるものとします。当社は本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。		第2条（本規約の範囲、変更および通知） 2 当社は、本規約を変更することができるものとします。当社は本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。	
第3条（用語の定義）		第3条（用語の定義）	
主サービス加入者	当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。	主サービス加入者	当社インターネット約款第4条（ <u>サービスの種類とプラン種別</u> ）に定める、第1種または第3種インターネット接続サービス加入者のうち奈良県内および当社が認める一部の地域でサービス提供を受けている加入者、またはデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの加入者。
第6条（本サービスの提供除外事由） （8）直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた場合を除きま す。		第6条（本サービスの提供除外事由） （8）直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた場合を除く	
第8条（契約期間） 3 本サービスには 最低利用 期間があります。 最低利用 期間は本サービスの課金開始日の属する月から起算して24ヵ月とし、最終月の末日を以て契約満了とします。 最低利用期間中に解約された場合は、契約解除料として、別表に定めた金額を支払うものとします。 解約後は、端末の補償、交換はいたしません。 4 本サービスの端末の補償および交換は、 最低利用 期間の最終月の末日までとします。		第8条（契約期間） 3 本サービスには <u>契約</u> 期間があります。 <u>契約</u> 期間は本サービスの課金開始日の属する月から起算して24ヵ月とし、最終月の末日を以て契約満了とします。解約後は、端末の補償、交換はいたしません。 4 本サービスの端末の補償および交換は、 <u>契約</u> 期間の最終月の末日までとします。	
第12条（遅延損害金および督促手数料） 主サービス加入者が料金等の支払いを遅延した場合は、モバイルサービス タイプa 契約約款第27条（遅延損害金および督促手数料）に準ずるものとします。		第12条（遅延損害金および督促手数料） 主サービス加入者が料金等の支払いを遅延した場合は、モバイルサービス タイプa 契約約款第26条（遅延損害金および督促手数料）に準ずるものとします。	
第14条（本サービスの利用制限） （3）本契約者が、 次条の各項の各号 に該当する行為を行った場合		第14条（本サービスの利用制限） （3）本契約者が、 <u>第15条（禁止行為）</u> に該当する行為を行った場合	
第20条（当社による契約の解約） 2 主サービス加入者が当社インターネット約款第4条に定める、第1種または第3種インターネット接続サービスおよびデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの全てを解約した場合、同時に本契約も解約されるものとします。		第20条（当社による契約の解約） 2 主サービス加入者が当社インターネット約款第4条（ <u>サービスの種類とプラン種別</u> ）に定める、第1種または第3種インターネット接続サービスおよびデジタルテレビ約款に定めるデジタルテレビサービスの全てを解約した場合、同時に本契約も解約されるものとします。	

スマホ補償サービス 新旧対照表

附則（実施期日） この規約は、２０２２年 ２月２１日 から実施します。	附則（実施期日） この規約は、２０２２年 ７月１日 から実施します。												
第３条（事故申告書および故障端末等の送付） ３ 申込者 および本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに 契約解除料として登録端末代金相当額 を、当社が指定する支払方法に従い支払うものとし （１）第１項の定めに違反し、事故申告書および故障端末が送付期限内に当社に送付されなかった場合。 （２）本規約の定めに違反して端末交換を申し込んだ場合。 ２ 当社は、申込者および本契約者が支払った利用料金等 および契約解除料 については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、返金に応じないものとします。	第３条（事故申告書および故障端末等の送付） ３ 主サービス加入者 および本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに 登録端末代金として相当額 を、当社が指定する支払方法に従い支払うものとし （１）第１項の定めに違反し、事故申告書および故障端末が送付期限内に当社に送付されなかった場合 （２）本規約の定めに違反して端末交換を申し込んだ場合 ４ 当社は、主サービス加入者および本契約者が支払った利用料金等については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、返金に応じないものとします。												
別表 料金表 <table><tr><th colspan="2">料金表</th></tr><tr><td>利用料金(税込)</td><td>交換端末購入負担金(税込)</td></tr><tr><td>月額４４０円</td><td>５,５００円／回（２回まで）</td></tr></table>	料金表		利用料金(税込)	交換端末購入負担金(税込)	月額４４０円	５,５００円／回（２回まで）	別表 料金表 <table><tr><th colspan="2">料金表[※]</th></tr><tr><td>利用料金(税込)[※]</td><td>交換端末購入負担金(税込)[※]</td></tr><tr><td>月額４４０円[※]</td><td>５,５００円／回[※] （契約期間（２４ヵ月間）内２回まで）</td></tr></table>	料金表 [※]		利用料金(税込) [※]	交換端末購入負担金(税込) [※]	月額４４０円 [※]	５,５００円／回 [※] （契約期間（ ２４ヵ月間 ）内２回まで）
料金表													
利用料金(税込)	交換端末購入負担金(税込)												
月額４４０円	５,５００円／回（２回まで）												
料金表 [※]													
利用料金(税込) [※]	交換端末購入負担金(税込) [※]												
月額４４０円 [※]	５,５００円／回 [※] （契約期間（ ２４ヵ月間 ）内２回まで）												
別表 料金表 <table><tr><th colspan="2">契約解除料</th></tr><tr><td>端末交換なし</td><td>契約解除料なし</td></tr><tr><td>端末交換あり</td><td>５,５００円（税込）</td></tr></table>	契約解除料		端末交換なし	契約解除料なし	端末交換あり	５,５００円（税込）	削除						
契約解除料													
端末交換なし	契約解除料なし												
端末交換あり	５,５００円（税込）												